



葛飾区

## 幼児教育・保育の 無償化のしおり

オレンジ色

### 認証保育所・認可外保育施設

にお子さんが通う保護者の方へ

※入所を検討している保護者の方もご覧ください！

#### 幼児教育・保育の無償化とは

3～5歳の全児童、0～2歳の非課税世帯の児童を対象に、認可保育所、幼稚園、認定こども園、認証保育所や認可外保育施設等の利用料（保育料）等を公費（国・東京都・葛飾区）で負担し、子育て世帯の経済的負担を軽減する制度です。

※利用する施設によっては、利用料（保育料）の全てが無償にならない場合があります。

※区外の施設に通うお子さんも無償化の対象となります。

※令和3年4月より、国の基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象外となります。



#### 問い合わせ先

子育て支援部子育て支援課  
子育て支援係

代表 03 (3695) 1111  
内線 2445・2416  
直通 03 (5654) 8277  
03 (5875) 7952

無償化を詳しく知りたい方はこちら



# 認証保育所にお子さんが通う保護者の方へ

※認証保育所とは、東京都独自の基準を満たして東京都が認証した保育施設です。

※葛飾区内の認証保育所(令和2年10月1日現在)

都市型保育園ポポラー東京金町園、亀有プチ・クレイシュ、どんぐり保育園、  
たけのこ保育園、保育園あつぷるキッズ青戸園、キャンディパーク保育園、  
アイキッズ保育園、めぐみ保育園、めぐみナーサリー



## 無償化の対象児童

葛飾区在住の3～5歳児クラスの児童と0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童が対象です。

## 無償化の対象になるためには ※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」が必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに、「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」については、  
保育課入園相談係へお問い合わせください。 直通 03(5654)8278～9

## 保育料の助成について ※申請が必要です！

無償化の対象児童で160時間以上(令和3年度以降は120時間以上)の月極め契約をしているなどの要件を満たした児童は、児童一人当たり月額50,000円まで保育料(食材料費を含む)を助成します。

認証保育所から配布される助成金の申請書を認証保育所に提出してください。認証保育所を利用する際の保育料から月額50,000円(上限)を差し引いた金額を保育料として認証保育所にお支払いいただきます。在園したまま葛飾区から転出または葛飾区へ転入した場合等は、日割りで助成額を算出します。入会金、日用品、文具品、行事参加費等は無償化の対象外です。

160時間以上(令和3年度以降は120時間以上)の月極め契約をせず、認証保育所を一時保育等で利用する場合は、児童1人当たり3～5歳児クラスは月額37,000円上限、0～2歳児クラスのうち非課税世帯は月額42,000円上限となります。

### 【無償化の対象にならない児童について】

無償化の対象とならない0歳～2歳児の課税世帯は、以下の助成制度をご利用いただけます。

(参考)対象:葛飾区在住で160時間以上(令和3年度以降は120時間以上)の月極め契約をしている方

助成額(月額):(第1子)月額保育料が40,000円以下…20,000円上限で助成

月額保育料が40,000円以上…保育料の50%(30,000円上限)で助成

(第2子)35,000円上限で保育料に助成

(第3子)50,000円上限で保育料に助成

# 指導監督基準を満たす旨の証明書が発行された認可外保育施設(ベビーホテル)にお子さんが通う保護者の方へ

※葛飾区内の指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設(令和2年10月1日現在)  
スマイルキッズ綾瀬園、保育所ちびっこランド葛飾金町園

## 無償化の対象児童

葛飾区在住の3～5歳児クラスの児童と0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童が対象です。

## 無償化の対象になるためには ※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」が必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに、「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」については、  
保育課入園相談係へお問い合わせください。 直通 03(5654)8278～9

## 保育料の助成について ※申請が必要です！

無償化の対象児童で160時間以上(令和3年度以降は120時間以上)の月極め契約をしているなどの要件を満たした児童に、一人当たり月額42,500円まで保育料を助成します。保育料を一旦負担していただいた後、「領収書」と利用後に施設から発行される「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付のうえ、「助成金申請書」を葛飾区役所4階子育て支援窓口へ提出または郵送してください。助成金は、保護者の口座へ直接お支払いたします。申請書は、利用している保育施設で受け取るか葛飾区ホームページでダウンロードできます。

在園したまま葛飾区から転出または葛飾区へ転入した場合等は、日割りで助成額を算出します。入会金、日用品、文具品、行事参加費等は無償化の対象外です。

### 【無償化の対象にならない児童(0歳～2歳児の課税世帯)について】

月額15,000円(上限)の助成があります。補助条件等の詳細は子育て支援係にお問い合わせください。

## 食材料費の助成について

葛飾区は、保護者の負担を軽減するため、給食実施日数に応じて児童一人当たり月額7,500円を上限に食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は食材料費の負担はありません。

### 《企業主導型保育施設をご利用の場合》

企業主導型保育事業を利用する児童の保育料は、国から給付を受けるため無償化の対象外ですが、葛飾区は、2号認定を受けた3歳児クラス以上の「地域枠」を利用する児童の食材料費を上記のとおり区から直接施設に助成しますので、保護者は食材料費の負担はありません。

# 指導監督基準を満たした認可外保育施設

(事業所内保育施設・院内保育施設・ベビーシッター)にお子さん  
が通う保護者の方へ

## 無償化の対象児童

葛飾区在住の3歳～5歳児クラスの児童と0歳～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童が対象です。

## 無償化の対象になるためには

※申請が必要です！

保育の必要性の事由によって取得できる「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」が  
必要です。利用をする前に、申請書などの必要書類を揃えて葛飾区に提出してください。その後、区から施  
設等利用給付認定決定通知書が発行されますので、利用時に提示してください。申請書は、利用する保  
育施設で受け取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

すでに、「保育の必要性の認定」を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

「施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)」については、  
保育課入園相談係へお問い合わせください。 直通 03(5654)8278～9

## 保育料の助成について

※申請が必要です！

児童1人当たり、3歳～5歳は月額37,000円上限、0歳～2歳のうち非課税世帯は月額42,000円上限  
で保育料を助成します。

保育料を一旦負担していただいた後、「領収書」と利用後に施設から発行される「特定子ども・子育て  
支援提供証明書」を添付のうえ、「助成金申請書」を葛飾区役所4階子育て支援窓口に出すまたは郵送  
してください。助成金は、保護者の口座へ直接お支払いします。申請書は、利用している保育施設で受け  
取るか、葛飾区ホームページでダウンロードできます。

在園したまま葛飾区から転出または葛飾区へ転入した場合等は、日割りで助成額を算出します。入会  
金、日用品、文具品、行事参加費は無償化の対象外です。

## 食材料費の助成について

葛飾区は、保護者の負担を軽減するため、給食実施日数に応じて児童一人当たり月額7,500円を上限  
に食材料費を助成します。区から直接施設に助成しますので、保護者は食材料費の負担はありません。

## 国の基準を満たさない認可外保育施設について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、国の基準を満たさない認可外保育施設等も  
5年間は経過措置として無償化対象となりました。

葛飾区では、保育の質の確保・向上を早期に図るため、葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準  
を定める条例を制定し、令和3年4月から、国の基準を満たさない認可外保育施設を無償化の対象外とし  
ました。